

津市成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和 8 年 3 月 3 1 日訓第 3 4 号

津市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 1 8 年津市訓第 1 3 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、要支援者が民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）で定める成年後見制度を利用する場合において要する費用の一部を助成することにより、成年後見制度の円滑な利用を支援し、もって権利の擁護及び福祉の向上を図ることを目的とし、津市成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要支援者 精神障害者、知的障害者、認知症高齢者その他市長が別に定める理由により判断能力が十分でないと認める者をいう。
- (2) 市長請求 市長が行うことができる次に掲げる審判の請求をいう。
 - ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 1 の 2 に規定する審判の請求
 - イ 知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 2 8 条に規定する審判の請求
 - ウ 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 3 2 条に規定する審判の請求
- (3) 対象審判 次に掲げる審判をいう。
 - ア 民法第 7 条に規定する後見開始の審判
 - イ 民法第 1 1 条に規定する保佐開始の審判
 - ウ 民法第 1 3 条第 2 項に規定する保佐人の同意を得なければならない行為を定める審判
 - エ 民法第 8 7 6 条の 4 第 1 項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
 - オ 民法第 1 5 条第 1 項に規定する補助開始の審判
 - カ 民法第 1 7 条第 1 項に規定する補助人の同意を得なければならない行為を定める審判

キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判
(事業の対象者)

第3条 事業の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに
該当する者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項の規定に基づ
く本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成
17年法律第123号)第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が
介護給付費等の支給決定を行っている者

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条の規定に基づき、
本市以外の市町村又は都道府県が保護を決定し、実施している者

エ 老人福祉法第11条第1項の規定に基づき、本市以外の市町村が措置
を決定し、実施している者

(2) 介護保険法第13条第1項の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険
者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条
の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者

(4) 生活保護法第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施してい
る者

(5) 老人福祉法第11条第1項の規定に基づき、本市が措置を決定し、実施
している者

(市長請求の実施)

第4条 市長請求は、次のいずれにも該当する者(以下「市長請求対象者」と
いう。)について、行うものとする。

(1) 後見、補佐又は補助(以下「後見等」という。)を必要とする要支援者

(2) 配偶者及び4親等以内の親族がない者又は親族があっても音信不通の状
況等により審判を請求する者がいない者

(3) 次に掲げる事項を総合的に勘案した結果、当該要支援者の保護のために
市長請求を行うことが特に必要であると市長が認める者

ア 事理を弁識する能力

イ 生活状況及び健康状況

ウ 親族の存否、当該親族による保護の可能性及び当該親族が審判の請求

を行う意思の有無

エ 他の施策の活用による効果

(市長請求に要する費用の負担)

第5条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定に基づき、市長請求に要する費用を負担する。

(市長請求に要する費用の求償)

第6条 市長は、市長請求に要する費用の全部又は一部について、市長請求対象者が負担すべきであると認めるときは、家事事件手続法第28条第2項の規定により市長請求に要する費用の負担の命令を求める上申を家庭裁判所に対して行うものとする。

2 市長は、市長請求対象者が市長請求に要する費用を負担すべき旨の命令があったときは、市長請求対象者に対して当該費用を請求するものとする。

(費用の助成)

第7条 市長は、次に掲げる費用の全部又は一部について、助成することができる。

(1) 対象審判の請求（市長請求を除く。次条において同じ。）に係る申立手数料、審判確定後の登記嘱託費用としての収入印紙代、審理中の通信費用としての切手代、診断書作成料、本人情報シート作成料及び鑑定費用（以下「審判費用」という。）

(2) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬（以下「成年後見人等に対する報酬」という。）

(審判費用の助成の要件)

第8条 審判費用の助成は、対象審判の請求を行った者（以下「対象審判請求者」という。）及び対象審判を受けた対象者（以下「成年被後見人等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合において、対象審判請求者に対して行うものとする。ただし、家事事件手続法第28条第2項の規定により対象審判請求者以外の者に対して審判費用を負担すべき旨の命令があった場合における当該対象審判請求者以外の者が負担すべきこととされた審判費用については、この限りでない。

(1) 生活保護受給者

(2) 前号に掲げる者に準ずる程度に困窮している者と認められるもの

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）によ

る支援給付を受けている者

(成年後見人等に対する報酬の助成の要件)

第9条 成年後見人等に対する報酬の助成は、成年被後見人等が前条各号のいずれかに該当する場合において、成年後見人等に対して行うものとする。ただし、成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹が成年後見人等である場合は、この限りでない。

2 成年後見人等に対する報酬の助成の額は、家庭裁判所が報酬の付与の審判により決定した報酬の額に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる成年被後見人等の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 在宅で生活する者 月額28,000円

(2) 施設入所者 月額18,000円

(助成の申請等)

第10条 審判費用又は成年後見人等に対する報酬の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、津市成年後見制度利用支援事業助成申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 審判費用の助成の申請は、後見等開始の審判の確定した日から起算して、1年以内の期間に行うことができるものとする。

3 成年後見人等に対する報酬の助成の申請は、助成の申請を行う日(以下「申請日」という。)の2年前の日の属する月から当該申請日の属する月までの期間に係る報酬について行うことができるものとする。ただし、当該期間は、報酬の付与の審判において決定された報酬付与対象期間を超えることはできない。

4 市長は、第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、その旨を津市成年後見制度利用支援事業助成決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(成年被後見人等が死亡した場合における成年後見人等に対する報酬等の助成の特例)

第11条 市長は、申請者が申請を行う前に、成年被後見人等が死亡した場合において、その死亡時に成年後見人等が第8条各号のいずれかに該当するときは、報酬の付与の審判において報酬を付与するとされていた成年後見人等に対し、成年後見人等に対する報酬の助成を行うことができる。

2 前項の規定による成年後見人等に対する報酬の助成の額は、第9条第2項

の規定にかかわらず、成年被後見人等の遺留資産をもって報酬の支払に充当してもなお不足する場合における当該不足額に相当する額とする。

3 第9条第1項ただし書及び第10条の規定は、第1項の規定による成年被後見人等に対する報酬の助成について準用する。

(報告等)

第12条 審判費用又は成年被後見人等に対する報酬の助成の決定を受けた者(以下「被助成決定者」という。)は、当該決定に係る成年被後見人等の資産状況又は生活状況の変化その他の事情の変更(以下「資産状況の変化等」という。)があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、被助成決定者に対し、成年被後見人等の資産状況の変化等について、書類の提出又は報告を求めることができる。

(助成の決定の取消し等)

第13条 市長は、審判費用又は成年被後見人等に対する報酬の助成を決定した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 対象審判が取り消されたとき。

(2) 成年被後見人等が助成の要件に該当しなくなったとき。

(3) その他成年被後見人等の資産状況の変化等により特別の事情が生じたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により助成を受けたとき。

(助成金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、既に助成金が支給されているときは、助成金の交付を受けた者から助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

1 この訓は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の津市成年被後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後の成年被後見人等に対する報酬の助成について適用し、同日前の成年被後見人等に対する報酬の助成については、なお従前の例による。

津市成年後見制度利用支援事業助成申請書

(宛先) 津市長

津市成年後見制度利用支援事業の助成について、下記のとおり申請します。

また、対象審判請求者及び成年被後見人等は、申請に当たり、次の事項について同意します。

- 1 津市が所得、課税状況及び生活保護の受給状態等の必要な情報を関係機関等に照会し、調査し、及び取得すること。
- 2 1に関し関係機関等が津市に対して回答し、及び報告すること。

記

申請者	フリガナ		成年被後見人等との関係	
	氏名		対象審判請求者又は成年被後見人等との関係	
	住所			
	電話番号	— —		
成年被後見人等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
対象審判請求者 又は 成年被後見人等 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			※成年被後見人等の場合は、記載不要
	住所			
	電話番号	— —		在宅・施設入所
助成金の種類 (該当する方にチェックしてください。)		<input type="checkbox"/> 審判費用 <input type="checkbox"/> 成年被後見人等に対する報酬 (報酬助成期間： 年 月 日～ 年 月 日)		
申請額		円		
申請資格 (該当する番号に○をつけてください。)		対象審判請求者	1 生活保護受給者 2 1に準ずると認められる者	
		成年被後見人等	1 生活保護受給者 2 1に準ずると認められる者	

津市指令（記号番号）
年 月 日

津市成年後見制度利用支援事業助成決定（却下）通知書

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました津市成年後見制度利用支援事業について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 助成決定

成年被後見人等	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日
成年後見人等	住 所		
	氏 名		
助 成 決 定 額	審判費用		円
	成年後見人等に対する報酬の助成		円

2 却下

(理由)

備考

- 1 成年後見人等は、成年被後見人等に資産状況の変化又は生活状況の変化その他の事情の変更があったときは、速やかに報告してください。
- 2 次のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部又は一部を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。
 - (1) 対象審判が取り消されたとき。
 - (2) 成年被後見人等が助成の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) その他成年被後見人等の資産状況の変化等により特別の事情が生じたとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により助成を受けたとき。